

入札公告

事前審査型制限付一般競争入札を執行するので、五泉市契約事務規則（平成 18 年五泉市規則第 49 号）第 17 条及び第 18 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 1 月 8 日

五泉市長 田邊正幸

1 概要

(1) 入札番号	五財契約他第 1 号
(2) 件名	五泉市本庁舎ほか 30 施設電力供給
(3) 供給場所	別紙 1 「電力供給施設一覧」のとおり (五泉市ホームページからダウンロード)
(4) 仕様等	別紙 2 「電力供給仕様書」のとおり (五泉市ホームページからダウンロード)
(5) 使用期間	自 令和 8 年 4 月 1 日 0 : 00 至 令和 9 年 3 月 31 日 24 : 00
(6) 予定価格	事後公表
(7) 最低制限価格	設定なし

2 入札参加資格

入札参加者は、公告時点で、次に掲げる要件をすべて満たしている単体企業であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 本公告の日から開札日までの間において、新潟県又は五泉市から指名停止を受けた（指名停止期間の一部が属する場合を含む。）者でないこと。
- (3) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 条）第 2 条の 2 の規定に基き小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (4) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 34 条第 4 項の規定に基づき、本入札の公告日の属する年度の前年度の 4 月 1 日以降、本入札日までの間に、同法第 31 条に規定する納付金が未納である旨の公表がなされた者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。（ただし、更生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。（ただし、再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (7) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づく調整後温室効果ガス排出量の報告に關し、温室効果ガス算定排出量等の報告等に關する命令（平成 18 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号。以下「報告命令」という。）第 20 条の 2 の規定に基づく、令和 5 年度 二酸化炭素排出量の算定に關する調整後排出係数が 0.000520t-CO₂/kWh 以下であること。

(8) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者。

- ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の規定による暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号の規定による暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められる者。
- ウ 暴力団員と密接な関係を有していると認められる者。

(9) 本入札に参加する他の者との間に次の資本関係又は人的関係がないこと。

① 資本関係

- ・親会社と子会社の関係にある場合（親会社及び子会社の定義は、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号の規定による。以下同じ。）
- ・親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

- ・代表権を有する者が同一の会社
- ・一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合（常勤、非常勤を問わない。ただし、監査役は役員に含まない。）
- ・一方の会社の役員が会社更生又は民事再生手続中の会社の管財人を兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係がある場合

3 入札参加手続等

この入札に参加を希望する者は、次のとおり書類を提出し、2に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。なお、期限までに書類を提出しない者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(1) 入札参加申請書等の提出期限

令和8年1月22日（木）17時まで

(2) 提出書類

- ①入札参加申請書
- ②電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けていることを証する書類の写し
- ③令和5年度 二酸化炭素排出量の算定に関する調整後排出係数が0.000520 t-CO²/kWh以下であることを証する書類の写し
- ④暴力団等の排除に関する誓約書
- ⑤履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書の写し

※ ①、④の様式は五泉市ホームページからダウンロードとする。

※ 本公告日の時点で五泉市の入札参加資格の登録をしている場合は④、⑤は不要とする。

(3) 入札参加申請書の提出方法

持参又は郵送とする。（郵送の場合は提出期限必着とする。）

提出先：〒959-1692 新潟県五泉市太田1094番地1 五泉市役所 財政課 管財係

郵送方法：一般書留郵便・簡易書留郵便のいずれかによる。

(4) 入札参加資格の結果通知

令和 8 年 1 月 26 日 (月) までに通知する。

4 質問等

(1) 受付期限 令和 8 年 1 月 22 日 (木) 17 時まで
(2) 提出方法 E-mail に所定の質問書を添付し提出とする。
(質問書の様式は五泉市ホームページよりダウンロードとする。)
(3) 提出先 五泉市役所 財政課 (メールアドレス : zaisei@city.gosen.lg.jp)
(4) 質問の回答 令和 8 年 1 月 26 日 (月) までに E-mail で回答する。

5 入札方法

(1) 入札の日時及び場所

日時 : 令和 8 年 2 月 3 日 (火) 9 時 00 分 会場 : 五泉市役所 2 階 休養室

(2) 開札

入札終了後直ちに上記 5 (1) の場所で行う。

(3) 入札方法

持参又は郵便入札とする。

ア) 持参の場合は上記 5 (1) の日時及び場所に入札書及び入札内訳書を提出する。

イ) 郵便入札の場合は次の提出先及び郵送方法にて入札書及び入札内訳書を

令和 8 年 2 月 2 日 (月) 17 時必着で郵送する。

提出先 : 〒959-1692 新潟県五泉市太田 1094 番地 1 五泉市役所 財政課 管財係

郵送方法 : 一般書留郵便・簡易書留郵便のいずれかとし、封筒には入札番号、件名

及び開札日とともに「入札書在中」と朱書きすること。

(4) 入札における留意点

①入札者は、燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を除く一切の諸経費を含めた契約金額を見積もらなければならない。

②入札書に記載する金額は別紙 1 「電力供給施設一覧」に示す予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した契約電力に対する単価（基本料金単価）及び電力使用量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とする電気料金の年間総価とする。

③入札書に記載する金額は消費税及び地方消費税を含んだものとし、その税率は 10% とする。

④入札金額の算出基礎として入札内訳書を作成し、入札書に添付すること。（入札書及び入札内訳書の様式は五泉市ホームページよりダウンロードとする。）

⑤初回の入札で落札者がないときは、再度入札するものとし、その回数は 1 回とする。なお前述 (3) イ) による郵便入札の場合は再度入札に参加できない。

⑥入札参加資格がある旨の通知を受けた者が入札を辞退しようとするときは、開札日時までに入札辞退書を持参または郵送で提出すること。

6 入札保証金及び契約保証金

免除とする。

7 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 落札者が決定した時は、直ちに口頭で発表する。ただし、郵便入札による入札参加者が落札者の場合は別途連絡する。
- (3) 落札者となるべき価格をもって入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。ただし、当該入札者が開札に出席していない場合（郵便入札による）は、当該入札事務に關係のない本市職員がこれに代わってくじを引くものとする。

8 無効入札

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者又は委任状の提出のない代理人の行った入札
- (2) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (3) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (4) 入札内訳書の金額が入札書の金額と一致しない入札
- (5) 入札書に記名押印がない入札
- (6) 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出した者の行った入札
- (7) 同一事項の入札について他の入札者の代理人を兼ねた者の行った入札
- (8) 同一事項の入札について代理人が2人以上の代理をして行った入札
- (9) 入札に関し不正の行為をした者の行った入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

9 契約方法

- (1) 契約期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。（契約は令和7年度中に締結するが、供給期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。）
- (2) 契約書は五泉市所定の契約書（案）を使用する。
- (3) 入札内訳書に記載された基本料金単価及び電力量料金単価を契約単価と定め、各施設・月ごとに契約電力及び使用電力量に応じて支払う単価契約とする。
- (4) 予定使用電力量はあくまでも予定であり、増減があったとしても基本料金単価及び電力量料金単価の変更は行わない。
- (5) 燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金の取り扱いは当該地域を所管する旧一般電気事業者と同単価（電気標準約款（高圧）（2026年4月1日実施）に基づく）で算出した価額を加算して支払うものとする。なお、旧一般電気事業者の燃料費等調整金額等の算定方法に変更があった場合は、発注者と受注者が協議のうえ、変更できるものとする。
- (6) この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税額に変動が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ消費税額を変更できるものとする。

10 支払方法

- (1) 毎月後払いとする。
- (2) 電気料金の算定及び支払いは施設ごとに行うものとし、施設ごとに請求書を発行すること。また、請求書のほか最大需要電力、使用電力量、有効・無効電力量等を発行すること。
- (3) 1ヶ月ごとの請求書に基づき、当該請求書が適法であると認められる場合は、これを受理した日から30日以内にこれを支払う。

11 その他

本入札は公告記載事項の外、五泉市契約事務規則に基づき実施する。本公告に関する問合せ先は下記のとおりとする。

五泉市太田 1094 番地 1 五泉市役所 財政課 管財係

電話 : 0250-43-3911 FAX : 0250-41-0006

E-mail : zaisei@city.gosen.lg.jp